

本学の奨学制度

奨学金制度は、勉学意欲がありながら、家計事情などにより勉学の継続が困難な状況にある方のためにあるものです。

国の高等教育の修学支援新制度について

「国の高等教育の修学支援新制度」は、しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できるよう文部科学省が令和2年4月から実施しています。

本学は、この制度の対象校になっています。これは日本学生支援機構の給付型奨学金の支給と、大学が行う入学金及び授業料減免の支援を併せて受けることができる制度です。また、令和7年度からは多子世帯（扶養する子どもが3人以上いる世帯）の学生に対し所得制限なく、国が定める一定額まで入学金及び授業料の減免を行っています。制度概要及びお申込みについては、総務部または学生支援センターへ相談してください。

〈入学金・授業料の減免上限額（年額）〉

私立短期大学	
入学金	授業料
250,000円	620,000円

※1年次7月以降から支援を受ける人は「入学金」の減免は受けられません。

※支援対象となる区分〈Ⅰ～Ⅳまたは多子世帯〉により減免額が異なります。住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉や、扶養している子どもが3人以上いる世帯〈多子世帯〉は、表に記載している最大の減免額が適用されます。

後援会奨学金（給付）

家計の急変により経済的に修学が困難となった学業意欲旺盛な学生へ奨学金を支給し、修学を援助するための制度です。詳細については、総務部へ相談してください。

玉手山学園ファミリー入学時奨学金制度（給付）

本学園の学校・園※から本学へ進学する場合や、本学園の学校・園※の卒業生の親、子、孫、兄弟姉妹が本学に入学した場合、また本学園の学校・園※の在学生の親、子、孫、兄弟姉妹が本学に入学した場合において、学園ファミリー意識の醸成を目的とした奨学金制度があります。詳細については、玉手山学園ファミリー入学時奨学金規程を参照してください。

※「本学園の学校（園）」とは当学園が設置する、関西福祉科学大学（大学院含む）、関西女子短期大学、関西福祉科学大学高等学校、関西女子短期大学附属幼稚園を指します（廃止校含む）。

関西女子短期大学修学資金貸与制度（貸与）

この制度は学業・人物ともに優秀でありながら家計の急変により経済的に修学困難となった学生の学業継続を支援するための学資の無利子貸与制度です。詳細については総務部へ相談してください。

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

本学の入学者または在学者の保護者が利用できます。この制度は、入学金や授業料、下宿費用などに幅広く使うことができるものです。融資額は学生一人につき350万円以内で、返済期間は20年以内です。お申込み、契約手続きなど詳しくは下記の機関へ問い合わせてください。

問い合わせ先

最寄りの日本政策金融公庫各支店

または教育ローンコールセンター 0570-008656